

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成29年11月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600186 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700028 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 22 年 12 月 29 日は 14 万 6,000 円、平成 23 年 8 月 12 日及び平成 24 年 8 月 11 日はそれぞれ 15 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 12 月 29 日、平成 23 年 8 月 12 日及び平成 24 年 8 月 11 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 12 月 29 日、平成 23 年 8 月 12 日及び平成 24 年 8 月 11 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 12 月 29 日
② 平成 23 年 8 月 12 日
③ 平成 24 年 8 月 11 日

私は、A 社から請求期間①、②及び③（以下「請求期間」という。）に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の A 社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額の記録とされている。

しかしながら、A 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届、賃金台帳及び賞与明細書から、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等の資料及びA社の回答から確認できる厚生年金保険料控除額から、当該期間は14万6,000円に訂正することが必要である。

一方、請求者の請求期間②及び③に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等の資料及びA社の回答から、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認又は推認できることから、当該期間はそれぞれ15万円に訂正することが必要である。

また、A社の商業登記簿によると、請求期間当時、請求者は取締役であることが確認できるが、同社は、「請求者は、現場管理監督（工場長）が主たる職務の常務取締役であり、給与計算又は社会保険事務の業務に従事又は関与する立場になかった。」と回答しており、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと認められる。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年1月16日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700059 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1700011 号

第 1 結論

昭和 36 年 8 月から昭和 37 年 11 月までの請求期間、昭和 38 年 9 月から同年 11 月までの請求期間、昭和 40 年 1 月から昭和 42 年 6 月までの請求期間及び昭和 51 年 6 月から昭和 52 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月から昭和 37 年 11 月まで
② 昭和 38 年 9 月から同年 11 月まで
③ 昭和 40 年 1 月から昭和 42 年 6 月まで
④ 昭和 51 年 6 月から昭和 52 年 3 月まで

私が 53 歳の頃（平成 2 年頃）、A 市役所年金課の女性職員から、「国民年金保険料の納付に不足があり、その不足分の 30 万円をまとめて納付すると、将来、満額の国民年金を受給できる。」とする旨の電話があった。その翌日、A 市役所に出向き、市役所内にあった B 銀行の店舗窓口で現金 30 万円を引き出し、年金課の窓口において一括納付したのに、請求期間①から④まで（以下「請求期間」という。）に係る国民年金の納付記録が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を、平成 2 年頃に A 市役所の窓口において一括納付した旨を主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間①、②及び③に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は平成 8 年 2 月 23 日に、請求期間④に係る同資格の取得及び喪失の記録は平成 3 年 9 月 27 日にそれぞれ追加処理されたことが確認できることから、当該処理が行われるまでは請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、国民年金保険料を納付することができない期間となる上、当該処理が行われた時点において当該期間に係る保険料は時効により納付することができない。

また、現在、基礎年金番号として使用されている請求者の国民年金手帳記号番号（＊）

は、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者が所持する国民年金手帳から、昭和 44 年 5 月 8 日に A 市で払い出されたことが確認できるところ、同市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求者には当該手帳記号番号の前に別の手帳記号番号（＊、資格取得年月日は昭和 35 年 10 月 1 日、資格喪失年月日は昭和 36 年 2 月 1 日の記録があるが、当該期間は国民年金制度の準備期間であり、保険料納付対象期間ではない。）が払い出され、昭和 44 年 5 月 27 日に重複に伴い取り消されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構 C 広域事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和 60 年 3 月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所（当時）が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、請求者に上述の手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が請求期間に払い出されたことをうかがわせる形跡は無い。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700062 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1700012 号

第 1 結論

昭和 57 年 4 月から平成 2 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 1 月から住所があった A 市又は昭和 57 年 4 月に転居した B 市において国民年金の加入手続を行い、同年 4 月以降の国民年金保険料は、同市で夫と一緒に毎月納付していたのに、請求期間が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 市 C 支所又は B 市 D 出張所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録によると、請求者の前後の国民年金手帳記号番号は、B 市において、昭和 26 年 4 月から昭和 35 年 1 月までに生まれた者（1,350 名）が生年月日順に資格取得日を 20 歳到達時まで遡って払い出され、当該取得処理は昭和 61 年 11 月 27 日から同年 12 月 12 日までに行われていることが確認できること、i）請求者に係るオンライン記録の資格取得処理日は、昭和 61 年 12 月 2 日に行われ、20 歳到達時の昭和 48 年 * 月 * 日に遡って資格を取得していることが確認できること、ii）同市を管轄する B 年金事務所は、「B 市の状況は関係資料が無いため不明であるが、昭和 61 年 4 月から基礎年金制度が導入され、国民年金の被保険者の適用範囲が拡大されたことに伴う職権適用が全国的に実施されていた。」と回答していることを踏まえると、請求者の国民年金手帳記号番号は、同処理日頃に同市において職権適用に基づき払い出されたものと推認され、当該払出時点において、請求期間のうち昭和 57 年 4 月から昭和 59 年 9 月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者に係るオンライン記録によると、請求期間直後の平成 2 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料は同年 6 月 28 日に一括して過年度納付され、同年 4 月以降の保険料は B 市において現年度納付されていることが確認でき、請求期間を含

む保険料を継続して毎月納付していたとする請求者の主張と相違する。

さらに、請求者は、「請求期間の国民年金保険料は、B市内の郵便局、E銀行及びF銀行（現在は、G銀行）のH支店で納付した。」と陳述しているが、B市は、「当市において、郵便局で国民年金保険料の納付が可能になったのは平成7年7月からであり、請求期間当時、郵便局では保険料を納付することができなかった。」と陳述している上、請求者が納付したとして店舗名を挙げた金融機関は、請求期間当時の請求者に係る国民年金の納付記録を保存しておらず、請求期間に係る保険料納付の状況等を確認することができない。

加えて、請求期間について、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構 I 広域事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム(昭和60年3月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所(当時)が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの)による調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、請求者は、「夫が昭和57年4月にJ青色申告会に加入した際、K共済に加入する条件として、国民年金保険料の納付が必須条件である旨を説明されたことから、私も請求期間に係る保険料の納付を始めた。」と陳述しているところ、J青色申告会は、「請求期間当時から現在まで、K共済への加入に際して、国民年金保険料の納付を条件とする説明は行っていない。」と回答している上、K共済を運営するL機構は、K共済に加入するにあたり、厚生年金保険の被保険者に該当していないことの確認を加入窓口の青色申告会等に依頼していたが、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付を指導することはなかった旨を回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700063 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700027 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 12 月 21 日から平成 2 年 1 月 5 日まで

私は、A 社に平成 2 年 1 月 4 日まで在籍し、平成元年 12 月 21 日からは有給休暇を取得した後に退職した。

平成元年 12 月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたと記憶しているのに、A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年 12 月 21 日となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、請求者は、A 社に昭和 62 年 11 月 11 日に雇用され、平成元年 12 月 20 日に離職していることが確認でき、オンライン記録と符合する。

また、B 社から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、喪失年月日を平成元年 12 月 21 日とする届出が同年 12 月 25 日に社会保険事務所（当時）に提出され、同時に被保険者証が返納されていることが確認でき、当該喪失年月日はオンライン記録と一致している。

さらに、請求者が提出した預金通帳の記録によると、平成元年 12 月 26 日に給料が入金されていることが確認できるところ、当該入金額は B 社から提出された請求者に係る同年 12 月分の給与台帳に記載された「振込額」と一致している上、当該給与台帳によると、1 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、同社は、保険料の控除方法については、翌月控除であった旨を回答していることから、当該控除額は同年 11 月分の保険料であったものと考えられる。

加えて、上記預金通帳の記録によると、平成 2 年 1 月に給料が入金された記録は確認できない上、B 社は同年 1 月分の給与台帳に請求者の氏名は無い旨を回答している。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700044 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700029 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日まで

私は、雇用されていた事業所の名称は覚えていないが、お世話になっていた知人に紹介してもらい、平成 6 年 3 月 1 日から A 社及び B 社の関連会社が経営していた C 県にあった料理店に勤務したが、その数日後に病気となって実家に戻ったため、事業所は厚生年金保険の加入手続を失念したと思われる。請求期間は、厚生年金保険に加入していたか、又は加入していて然るべき状態にあったので、当該知人に確認の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に勤務した事業所の名称等を記憶していないものの、知人に紹介してもらった A 社及び B 社の関連会社が経営していた C 県にある料理店に勤務した旨を陳述しているところ、当該知人は、「D グループが経営していた E ホテル内の和食レストラン「F」（以下「F」という。）を請求者に紹介した。」旨を回答しているが、請求者の勤務時期、雇用形態及び「F」を経営する会社の事業所名については覚えていないとしている。

また、D グループの関係会社で C 県に所在地が確認できる G 社の元取締役等 4 名によると、請求期間当時、「F」は同社が経営していたが、既に解散しており、当時の資料は保管していない旨を回答している。

さらに、上記知人及び元取締役が名前を挙げた「F」の従業員であったと推認できる 4 名に照会し、回答のあった 2 名のうち 1 名は請求者を記憶しているとするものの、具体的な勤務期間等についての回答は得られず、請求者の請求期間における勤務状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について推認することができない。

加えて、D グループの関係先からは、同グループが C 県で経営していた料理店につ

いて、「F」以外の情報は得られず、うち1社は、「請求に係る事業所がDグループの会社であれば、同グループの会社が加入していたH健康保険組合に請求者の記録があると考えられる。」旨を回答しているところ、H健康保険組合は、請求者が請求期間以前に勤務していた同グループの各事業所における健康保険の加入記録は確認できるが、請求期間に係る加入記録は無い旨を陳述している。

その上、請求者は、G社において、請求期間以前の平成4年9月11日から平成5年5月11日まで厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、雇用保険の被保険者記録と符合するものの、請求期間においては、同社のオンライン記録に請求者の氏名は見当たらず、被保険者に係る整理番号に欠番も無い上、請求期間に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、請求者は、請求期間について、厚生年金保険に加入していたか、又は加入して然るべき状態にあったので記録を訂正してほしい旨を申し立てているが、記録訂正が行われるには、請求者が請求に係る事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことが必要となるが、上述したとおり、その勤務実態等を確認又は推認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。